

議案第69号

北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年8月28日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の規定に準拠するよう関係条文の整備をするため、及び字句の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成18年
北名古屋市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第20条を第22条とする。

第19条中「第15条第1項」を「第17条第1項」に、「第12条」
を「第14条」に改め、同条を第21条とする。

第18条中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条を第
20条とする。

第17条各号列記以外の部分中「第15条第1項」を「第17条第1項」
に改め、同条を第19条とする。

第16条第4項中「第12条第1項本文」を「第14条第1項本文」に
改め、同条第5項中「第12条第1項ただし書」を「第14条第1項ただ
し書」に改め、同条第6項中「第12条第2項」を「第14条第2項」に
改め、同条を第18条とする。

第15条を第17条とする。

第14条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条を第
15条とする。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12
条とする。

第9条第6号中「き損する」を「毀損する」に改め、同条を第11条と
する。

第8条の次に次の2条を加える。

（開館時間）

第9条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただ
し、日曜日及び月曜日は午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第10条 センターの休館日は、第3日曜日及び12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 市長は、必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

別表中「第12条」を「第14条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。